

2-1 敷地内通路

■ 基本的な考え方

道路から建物の入口までの敷地内通路は、障害者等の方々が安全に利用できるよう配慮することや一般の利用者と同じ経路に整備するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

次に掲げる通路は、それぞれ1以上を1から5までに掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等^{注)}までの通路
- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、車椅子使用者用駐車区画までの通路

- 1 有効幅員 ●車椅子でも通り易いよう 120 cm以上とする。
- 2 車椅子回転場所 ●50m以内ごとに車椅子の回転に支障がない場所を設ける。
- 3 通路面の仕上げ ●表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 段差 ●段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とする。(当該施設と道等^{注)}に接する部分(道路境界)については段差を設けないこと。)
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす傾斜路又は特殊構造昇降機を設ける。
- 5 溝蓋 ●排水溝は、車椅子のキャスターや杖の先端が落ちない構造とする。

次に掲げる通路で、不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用する通路は、1以上を6に掲げる基準に適合させること。

- 「3 外部出入口」の基準に適合する出入口から、道等^{注)}までの通路

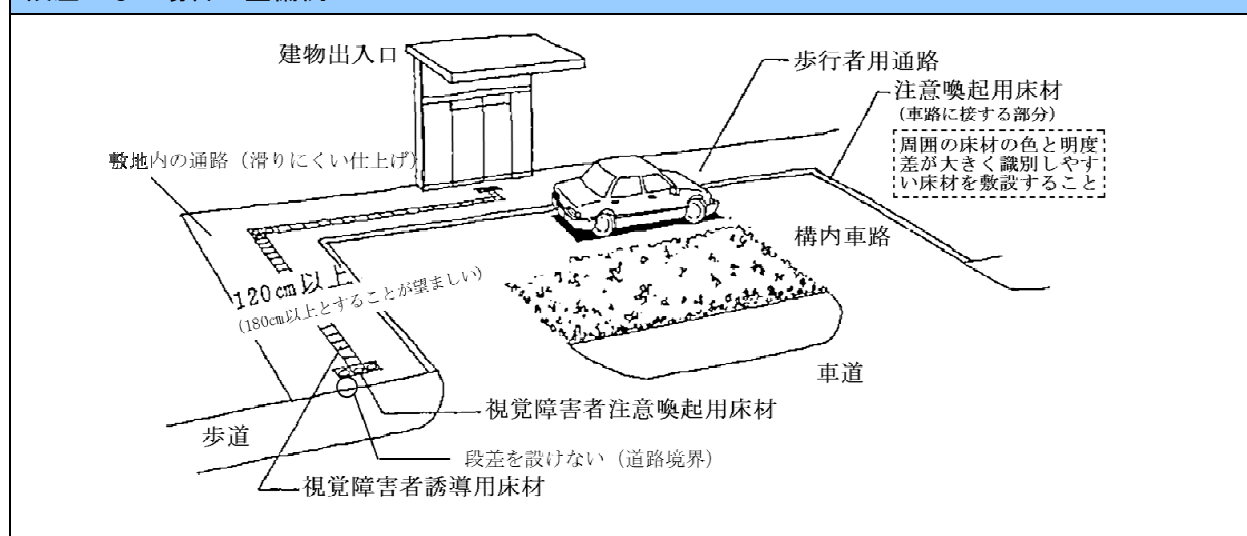
- 6 案内、誘導 ●識別しやすい視覚障害者誘導用床材を敷設するか、又は音声により誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。
ただし、バリアフリー法施行令第 22 条第1項ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)
●車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー法施行令第 22 条第2項第二号口の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして、国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)

注) 道等…当該施設の敷地の接する道、公園、広場その他の空地をいう。

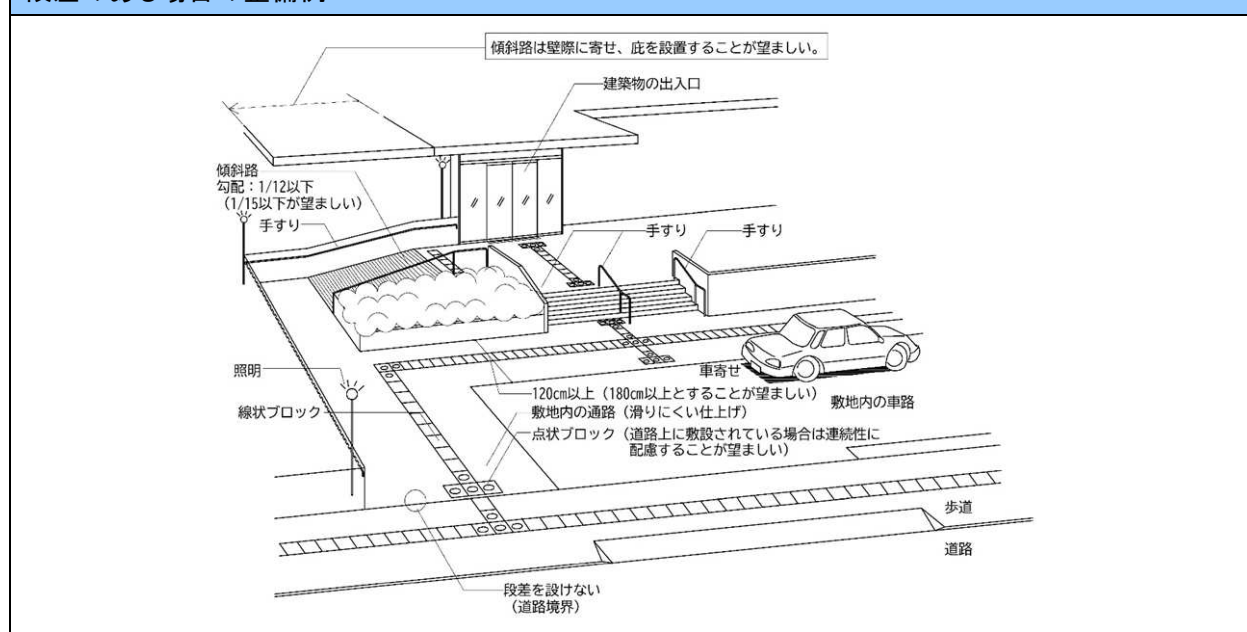
■ 誘導基準

- 1 有効幅員 ○車椅子同士でもすれ違い易いよう 180cm 以上とすることが望ましい。
- 2 歩車分離 ○歩道と車道はできる限り分離し、歩行者の安全を確保することが望ましい。
- 3 車椅子転回 ○スロープを設ける場合には、玄関、出入口の前に車椅子転回スペースを設けることが望ましい。
- 4 手すり ○握りやすい形状の手すりを設置することが望ましい。

段差のない場合の整備例

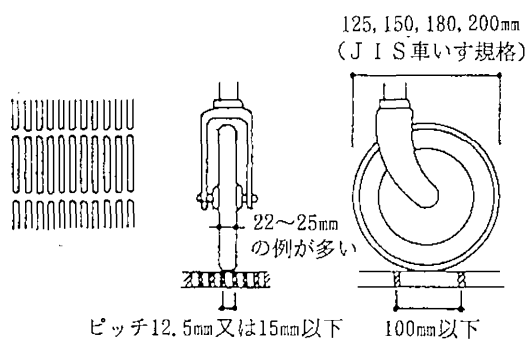


段差のある場合の整備例

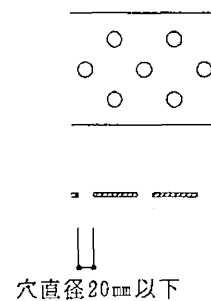


溝蓋の仕様例

□ 細目タイプ・溝蓋（耐荷量20 t 可）



□ 穴あきタイプ



2-2 傾斜路(屋外、屋内に共通)

■ 基本的な考え方

通路や廊下には段差を設けないことが基本ですが、やむを得ない場合は特殊構造昇降機(段差解消機等)を設けるか、又は傾斜路とし、障害者の方々の負担の軽減や安全な通行に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

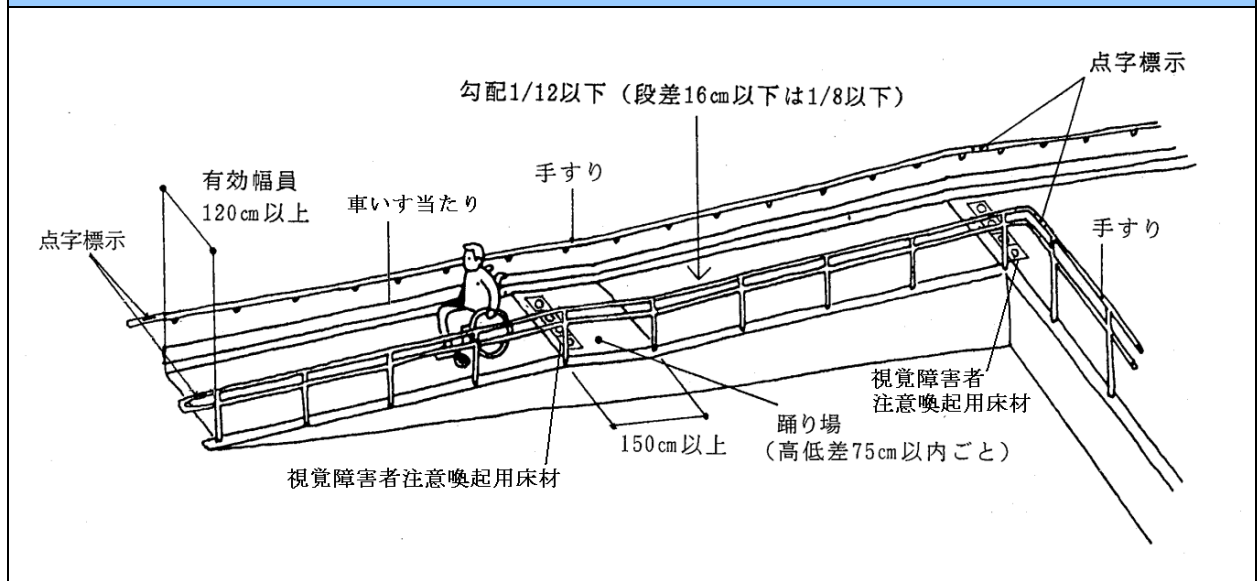
傾斜路の部分は、次に掲げる基準に適合させること。

- | | |
|------------|--|
| 1 有効幅員 | ●有効幅員は 120cm 以上とするが、並行して階段を設ける場合は、90cm 以上とする。 |
| 2 勾配 | ●勾配は 1/12 以下とするが、高低差が 16cm 以下の場合は 1/8 以下とすることができる。 |
| 3 踊り場 | ●高低差が 75cm を超える場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設置する。 |
| 4 床面仕上げ | ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 5 立ち上りと手すり | ●両端に立ち上り及び手すりを設ける。ただし、高低差が 16cm 以下のもの又は勾配 1/20 を超えないものにあつては、この限りでない。 |
| 6 案内、誘導 | ●床面は、踊り場及び周囲の道路と識別が容易な色又は材質とする。
●傾斜路の上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。 |

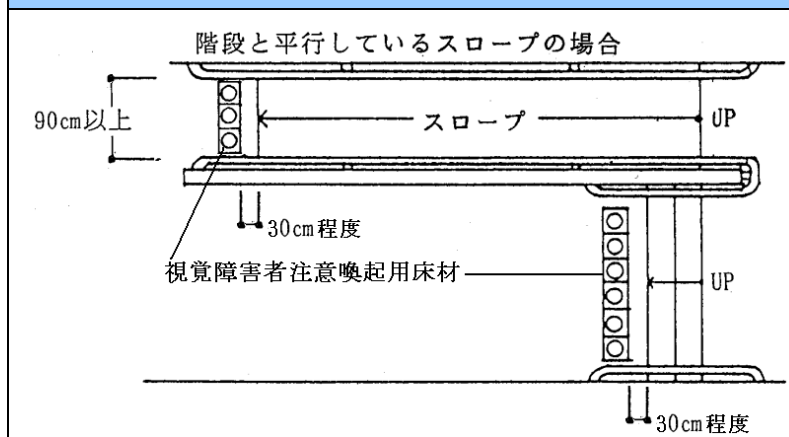
■ 誘導基準

- | | |
|----------|--|
| 1 有効幅員 | ○有効幅員は 150cm 以上とすることが望ましい。ただし、平行して階段を設ける場合は、120cm 以上とすることができる。 |
| 2 勾配 | ○屋外に設置する場合の勾配は 1/15 を超えないようにすることが望ましい。 |
| 3 踊り場 | ○傾斜路が同一平面内で交差し、又は接続する場所には 150cm 以上の踊り場を設置することが望ましい。 |
| 4 手すり | ○端部に、現在地が分かるように点字による表示を行うことが望ましい。 |
| 5 車椅子当たり | ○側面が壁の場合は、車椅子当たりを設けることが望ましい。 |
| 6 屋根等 | ○屋外では、屋根又はひさしを設置することが望ましい。 |

スロープの整備例



平行して階段を設ける場合の有効幅員、踊り場の例



立ち上りの例

